特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	税収納に関する事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
上尾市は、税収納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
上尾市長

公表日
令和6年3月30日

［平成30年5月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	税収納に関する事務
②事務の内容	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、市税の収納に関する事務。 1、市税の収納、還付、充当、督促状発送等を行う事務及びそれらに付帯する事務 2、法人市民税の納税証明書発行事務 3、市税等の口座振替に関する事務 ※番号法の別表第二に基づいて上尾市は地方税の収納管理に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	収納消込システム
②システムの機能	・消込処理機能：納付書、口座振替データをもとにした一括処理での消込処理を行う。 ・収納状況照会機能：各賦課データ毎の納付状況を照会する。 ・還付充当処理機能：納付による過誤納が発生した場合にその還付、充当処理を行う。 ・納税証明書発行機能：納付状況に基づき納税証明書等の証明書発行を行う。 ・再発行納付書発行機能：窓口での支払いのため、再発行納付書を発行する。 ・決算処理機能：年度末での決算に伴い、滞納繰越処理等や統計資料の作成を行う。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[○] 税務システム [　] その他　（　）
システム2	
①システムの名称	口座管理システム
②システムの機能	・口座情報登録機能：申請のあった口座情報の登録・廃止を行う。 ・口座情報照会機能：口座情報登録後の照会を行う。 ・口座振替依頼情報作成機能：各金融機関への口座振替依頼のため、その口座振替依頼情報を作成する。 ・口座振替結果受入機能：口座振替依頼情報をもとにした各金融機関での口座振替結果データの受け入れを行う。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）
システム3	
①システムの名称	滞納整理支援システム
②システムの機能	総合行政システムから収納情報等を取込み、滞納整理の支援を行う

③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [　　] その他　（　　）
システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1．団体内統合宛名番号の付番と管理 ・各業務・システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、個人を識別するための団体内統合宛 名番号を付番し、各業務・システムの宛名番号と団体内宛名番号、基本情報、個人番号を紐付けて、格納・管理する。 2．符号取得支援・確認 ・処理通番の発行依頼を中間サーバーに通知し、符号が取得できたか確認を行う。 3．情報提供機能 ・中間サーバーへ特定個人情報を登録するために、業務・システムのデータを変換し、中間サーバーへ 提供情報を通知する。 4．情報照会機能 ・各業務・システムに代わって、他団体の特定個人情報の照会について、宛名番号と団体内統合宛名 番号の変換、データ形式等の変換を行い、中間サーバーへ照会情報を通知する。 5．宛名情報照会
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバー　　）
システム5	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1．符号管理機能 ・符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する 2．情報照会機能 ・情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行なう 3．情報提供機能 ・情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行なう 4．既存システム接続機能 ・中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する 5．情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する 6．情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する 7．データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供，符号取得のための情報等について連携する 8．セキュリティ管理機能 9．職員認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報 （連携対象）へのアクセス制御を行なう 10．システム管理機能 ・バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行なう 11.公金受取口座取得機能 ・情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。

③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　　）
システム6	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1．本人確認情報検索 住基ネット統合端末において入力された個人番号又は4情報（氏名・住所・性別・生年月日）の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　　）
3．特定個人情報ファイル名	
収納管理システムファイル	
4．個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一の16及び30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条及び第24条
5．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法19条第8号　別表第二（別紙1を参照）
6．評価実施機関における担当部署	
①部署	行政経営部　納税課
②所属長の役職名	行政経営部納税課長
7．他の評価実施機関	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
収納管理システムファイル	

2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		納税義務者
	その必要性	納税義務者の収納管理を行ううえで正確な個人特定を行う必要があるため、その目的達成に必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　（　口座登録・連携ファイル関係情報　）
	その妥当性	収納管理事務を円滑に行うため、個人番号及びその他の識別番号については対象者を特定するために保有する。また4情報、連絡先、その他住民票関係情報については個人の特定や本人への連絡、送付先を確認するために保有する。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月1日
⑥事務担当部署		行政経営部　納税課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署　（　市民税課、資産税課、市民課、保険年金課　） [○] 行政機関・独立行政法人等　（　税務署（国税庁）、デジタル庁　） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人　（　他自治体　） [　] 民間事業者　（　） [　] その他　（　）

②入手方法		[○] 紙　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　] フラッシュメモリ [　] 電子メール　[　] 専用線　[○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他　（ 団体内宛名統合システム　）
③使用目的 ※		市税等の収納管理事務の効率化
④使用の主体	使用部署	納税課、市民税課、資産税課、保険年金課、尾山台出張所、上尾駅出張所、平方支所、原市支所、大石支所、上平支所、大谷支所、証明書発行センター、高齢介護課
	使用者数	[　100人以上500人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		①収納管理に関する事務 ・収納及び課税等の情報から、収納、還付、充当、督促などの収納管理業務を行う。 ②納税証明書発行に関する事務 ③口座振替に関する事務
	情報の突合	納税義務者の確認を行うため、当該システムにおける宛名情報により、納税義務者関連情報の突合を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[　委託する　] ＜選択肢＞ 1）委託する　2）委託しない （　1 ）件
委託事項1		収納システム及び口座関連システムの運用保守
①委託内容		収納システム及び口座関連システムの運用保守
②委託先における取扱者数		[　100人以上500人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		株式会社　RKKCS
再委託	④再委託の有無 ※	[　再委託しない　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている　（　62 ）件　[○] 移転を行っている　（　4 ）件 [　] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者（別紙1を参照）
①法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2
②提供先における用途	番号法別表第2に関する各事務
③提供する情報	番号法別表第2における地方税に関する特定個人情報

④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
移転先1	市民税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の16の項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	市税等の収納状況
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
移転先2	資産税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の16の項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	市税等の収納状況
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
移転先3	保険年金課

①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の30の項
②移転先における用途	国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	市税等の収納状況
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	
移転先4	高齢介護課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の68の項
②移転先における用途	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であて主務省令で定めるもの
③移転する情報	市税等の収納状況
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所　※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
7. 備考	

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

個人番号　世帯番号　現存区分　氏名かな　氏名漢字　大字コード　大字名　本番　枝番1　枝番2　行政区コード　行政区名　郵便番号　住所　方書　電話番号　性別　続柄　生年月日　義務者氏名　管理人氏名　科目コード　科目詳細コード　算定団体コード　期割団体コード　団体内外区分　調定年度　年度分　現年過年区分　通知書番号　論理期別　年月　期別漢字　納期限　管理人個人番号　調定額　最新収納日　最新収入日　収納額　督促手数料　延滞金　義務者西暦生年月日　義務者生年月日　科目名　義務者個人番号　表示用期別　納付方法　納付方法名称　収納区分　領収日　収納日　冊号　連番　還付加算金　会計年度　歳出還付区分　決算区分　未納額　処分日　処分コード　処分名　処分理由コード　処分理由　管理人氏名カナ　管理人氏名漢字　管理人住所　義務者氏名カナ　義務者氏名漢字　督促催告　発送連番　賦課移動日　調定年度43　年度分43　本社法人番号　事業年度自　事業年度至　申告区分　修正回数　処分事由　法人住民税額　延滞金収納額　法人番号　調定年月日　法定納期限　指定納期限　人数　通知書件数　期別件数　金額　催告発送連番　団体コード　最終収納日　最終領収日　異動自由コード　賦課異動日　異動事由コード　返戻日　返戻理由コード　発送日　帳票コード　帳票名　送付先住所　備考　最新滞納額　番地　地区コード　地区名　行政コード　班コード　班名　記載順位　人格区分　町名　電話区分　団体名　履歴連番　異動日　作成日　更新日　時間　職員番号　端末番号　処理日　異動事由　調定額合計　普徴4月　普徴5月　普徴6月__1期　普徴7月　普徴8月__2期　普徴9月　普徴10月__3期　普徴11月　普徴12月　普徴1月__4期　普徴2月　普徴3月　特徴6月　特徴7月　特徴8月　特徴9月　特徴10月　特徴11月　特徴12月　特徴1月　特徴2月　特徴3月　特徴4月　特徴5月　公徴4月　公徴5月　公徴6月　公徴7月　公徴8月　公徴9月　公徴10月　公徴11月　公徴12月　公徴1月　公徴2月　公徴3月　所有者No　所有者氏名　所有者住所　軽承認等No　継承人等氏名　継承認等住所　区分　区分名称　資産税年税額　継承認等更新日　課税マスタ更新日　備考漢字　職員個人番号　法人税割　均等割　合計額　還付手続日　氏名　還付金　口座番号　名義人カナ　証番号　送付先郵便番号　送付先町名　送付先番地　送付先方書　行政区名称　普徴納付済み金額　普徴未到来金額　特徴納付済み金額　特徴未到来金額　納付済み金額　未到来金額　備考1　備考2　備考3　備考4　延滞金納付書発行日　確定延滞金　有効期限　送付先区分　督促発送連番　還付手続充当日　送付先__連番　送付先__郵便番号　送付先__町名　送付先__番地　送付先__方書　送付先__登録業務　送付先__作成日　送付先__更新日　督促処分　催告処分　分納誓約　差押　交付要求　登録区分　金融機関コード　支店コード　申請日　支店枝番　適用開始日　金融機関名称　適用終了日　金融機関カナ　支店名称　支店カナ　表示用口座番号　金融機関名　名義人個人番号　口座名義人カナ　支店名　登録連番　口座種別　口座開始年月日　口座終了年月日　口座終了理由コード　口座名義人番号　振替振込区分　指定口座区分　口座名義人漢字　通知書区分　口座登録・連携ファイル関係情報

Ⅲ　リスク対策　※（7．②を除く。）

1．特定個人情報ファイル名	
収納システムファイル	

2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク：　目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	納税義務者からの届出・申請等による情報の入手にあたっては、個人番号カード又は身分証明書等の提示や納税通知書番号等の聞き取り等により対象者であることを確認している。また、納税義務者からの届出・申請等の情報の入手にあたっては、必要な情報のみを記載する様式としており、必要な情報以外は記載しないようにしている。	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

3．特定個人情報の使用		
リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	滞納整理支援システムのみ情報の紐付けは行っているが、その他のシステムでは権限の管理を行っており必要のない情報を参照できないように制限を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[　行っている　]	＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	・システムを利用する必要がある職員等のIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。 ・システムログイン時にパスワード認証を行っており、規定回数を超える認証失敗をした場合、ユーザのロックがかかる仕組みを有している。	
その他の措置の内容	システムの操作履歴（操作ログ）を記録している。	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。		

4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[　] 委託しない
リスク：　委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　定めている　]　＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない

	規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったときまたは要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じる ・個人情報の取扱いについてチェックを行った上で契約満了時に報告をする ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる ・再委託の禁止
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		[　再委託していない　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない 4）再委託していない
	具体的な方法	―
その他の措置の内容		―
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　[　] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[　定めている　] ＜選択肢＞ 1）定めている 2）定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・提供は、番号法及び関係法令で定められている場合のみ行う。 ・新たに提供・移転を開始するときには、個人情報保護主管課と協議する。
その他の措置の内容		・同一機関内における特定個人情報の提供の際は、提供先の各担当課より依頼票を提出することとしており、依頼票の内容をデータ保有課、電算担当課で検査した上で必要な情報のみ提供することとしている。
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
―		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続　[　] 接続しない（入手）　[　] 接続しない（提供）

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用回線を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバプラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバプラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない。	

7．特定個人情報の保管・消去

リスク：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知		[　十分に行っている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1）発生あり　2）発生なし
	その内容	―
	再発防止策の内容	―
その他の措置の内容		特定個人情報を含めサーバ内の情報を定期的にバックアップとして保存している。
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・バックアップデータの保存された磁気ディスク・メディアはセキュリティの確保された室内に保管されている。		

8．監査

実施の有無	[○] 自己点検　[　] 内部監査　[　] 外部監査

9．従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発		[　十分に行っている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない

	具体的な方法	・人事異動等により新たに配属された職員を対象に、個人情報に配慮して業務を遂行するように担当部署内で研修を実施する。 ・情報セキュリティに関する他自治体の事故事例を担当部署内で共有する。

10. その他のリスク対策

Ⅳ　開示請求、問合せ

1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部　総務課
②請求方法	上尾市個人情報保護条例第13条及び第23条に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	―
④個人情報ファイル簿への不記載等	―
2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	行政経営部　納税課
②対応方法	問い合わせを受け付けた際に、対応の記録を残す。

Ⅴ　評価実施手続

1．基礎項目評価	
①実施日	令和6年1月4日
②しきい値判断結果	［　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　］ ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2．国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3．第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月10日	別紙1　法令上の根拠　番号 法別表第2の38項　提供先		都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	事前	
平成30年5月10日	別紙1　法令上の根拠　番号 法別表第2の38項　提供先における用途		学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
平成30年5月10日	別紙1　法令上の根拠　番号 法別表第2の38項　特定個人情報		地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事前	
平成30年5月10日	別紙1　法令上の根拠　番号 法別表第2の85の2項　提供先		特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	事前	
平成30年5月10日	別紙1　法令上の根拠　番号 法別表第2の85の2項　提供先における用途		特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
平成30年5月10日	別紙1　法令上の根拠　番号 法別表第2の85の2項　特定個人情報		地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事前	
平成30年5月10日	別紙1　法令上の根拠　番号 法別表第2の119項　提供先		都道府県知事	事前	
平成30年5月10日	別紙1　法令上の根拠　番号 法別表第2の119項　提供先における用途		難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
平成30年5月10日	別紙1　法令上の根拠　番号 法別表第2の119項　特定個人情報		地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事前	
平成31年4月12日	表紙のうち公表日	平成30年5月10日	平成31年4月12日	事前	
平成31年4月12日	Ⅰ基本情報　6.評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	納税課長　石島　努	行政経営部副参事兼納税課長	事前	
平成31年4月12日	別紙1　法令上の根拠　番号 法別表第2の8項　特定個人情報	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの	事前	
平成31年4月12日	別紙1　法令上の根拠　番号 法別表第2の11項　特定個人情報	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事前	
平成31年4月12日	別紙1　法令上の根拠　番号 法別表第2の26項　提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
平成31年4月12日	別紙1　法令上の根拠　番号 法別表第2の63項　提供先における用途	母子及び寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
平成31年4月12日	別紙1　法令上の根拠　番号 法別表第2の64項　提供先における用途	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
平成31年4月12日	別紙1　法令上の根拠　番号 法別表第2の65項　提供先における用途	母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
平成31年4月12日	別紙1　法令上の根拠　番号 法別表第2の71項　提供先における用途	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
平成31年4月12日	別紙1　法令上の根拠　番号 法別表第2の87項　特定個人情報	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事前	
平成31年4月12日	別紙1　法令上の根拠　番号 法別表第2の92項　提供先における用途	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
平成31年4月12日	別紙1　法令上の根拠　番号 法別表第2の106項　提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
平成31年4月12日	別紙1　法令上の根拠　番号 法別表第2の108項　特定個人情報	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事前	
平成31年4月12日	別紙1　法令上の根拠　番号 法別表第2の113項　提供先における用途	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
平成31年4月12日	別紙1　法令上の根拠　番号 法別表第2の116項　特定個人情報	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事前	
平成31年4月12日	別紙1　法令上の根拠	番号法別表第2の120項	番号法別表第2の119項	事前	

令和1年12月2日	表紙のうち公表日	平成31年4月12日	令和1年12月20日	事前	
令和3年1月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　③委託先名	株式会社　アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	株式会社　RKKCS	事前	
令和3年12月9日	Ⅰ基本情報　5.情報提供ネットワークによる情報連携　②法令上の根拠	令和3年5月19日	令和3年12月9日時点	事後	番号利用法改正に伴う見直し
令和3年12月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要　5.特定個人情報の提供、移転（委託に伴うものを除く。）　①法令上の根拠	令和3年5月19日	令和3年12月9日時点	事後	番号利用法改正に伴う見直し
令和4年12月15日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5②システムの機能		「・公金受取口座取得機能：情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。」を追加。	事前	番号利用法改正に伴う見直し
令和4年12月15日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記載される項目/主な記録項目		[　○　]その他（　口座登録・連携ファイル関係情報　）を追加。	事前	番号利用法改正に伴う見直し
令和4年12月15日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要/3. 特定個人情報の入手・使用/①入手元※		[　○　]行政機関・独立行政法人等（税務署（国税庁）　）に「デジタル庁」を追加。	事前	番号利用法改正に伴う見直し
令和4年12月15日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要/3. 特定個人情報の入手・使用/②入手方法		[　○　]その他（　団体内宛名統合システム　）を追加。	事前	番号利用法改正に伴う見直し
令和4年12月15日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要/5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）/提供・移転の有無	[　○　] 提供を行っている（　57　）件	[　○　] 提供を行っている（　62　）件	事前	番号利用法改正に伴う見直し
令和4年12月15日	（別添1）特定個人情報ファイル記録項目		「口座登録・連携ファイル関係情報」を追加。	事前	番号利用法改正に伴う見直し
令和6年1月4日	Ⅰ基本情報　6.評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	行政経営部副参事兼納税課長	行政経営部納税課長	事前	
令和6年1月4日	Ⅴ評価実施手続　1. 基礎項目評価　①実施日	平成27年3月27日	令和6年1月4日	事前	